

建物を新築・増改築するときの建築確認申請について

都市計画区域及び準都市計画区域内で、建物を新築・増改築しようとする場合または、都市計画区域外でも一定の規模以上の建物の場合、着工する前に所定の手続きが必要となります。ただし、準防火地域以外の地域で10平方メートル以下の増改築をする場合は除かれます。

この手続きは、建築確認申請と呼ばれ、建築基準法という法律で定められています。

個々の建築物が防火、安全、衛生等に支障がないよう、建築計画の適法性をチェックする制度が「建築確認申請」です。

建物の新築や増改築などの工事を行う前には、「建築確認申請」を提出してください。なお、計画の内容によっては、事前の調整、他法令による許可等が必要となる場合もあります。

*上記についての詳細は、飯田市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/kenchiku/kakuninsinsei.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775